

○地域コミュニティ用無線局としての周波数等の追加

変更日 平成23年5月25日

【変更後】

陸上移動業務及び携帯移動業務の局

1 一般用及び電気通信業務用〈地域振興用の抜粋〉

周波数	電波の型式	占有周波数帯幅の許容値 (kHz)	最大空中線電力 (W)	用途	使用区域	備考
367.4500MHz から 367.4875MHz までの 12.5kHz 間隔の周波数 4 波	F2D F3E	8.5	1	地域振興用	九州管内	地域コミュニティ用無線局に使用 付表E 注97 注108
367.453125MHz から 367.490625MHz までの 6.25kHz 間隔の周波数 7 波	G1D G1E F1D F1E	5.8	1	地域振興用	九州管内	地域コミュニティ用無線局に使用 付表E 注97 注108
367.5000MHz から 367.5875MHz までの 12.5kHz 間隔の周波数 8 波		8.5	10	地域振興用	九州管内	基地局用 付表E 注97
367.6000MHz から 367.6375MHz までの 12.5kHz 間隔の周波数 4 波	F2D F3E	8.5	1	地域振興用	九州管内	地域コミュニティ用無線局に使用 付表E 注97 注108
367.621875MHz から 367.690625MHz までの 6.25kHz 間隔の周波数 12 波	G1D G1E F1D F1E	5.8	1	地域振興用	九州管内	地域コミュニティ用無線局に使用 付表E 注97 注108
367.7000MHz から 367.7375MHz までの 12.5kHz 間隔の周波数 4 波		8.5	10	地域振興用	九州管内	基地局用 付表E 注97
385.4500MHz から 385.4875MHz までの 12.5kHz 間隔の周波数 4 波	F2D F3E	8.5	1	地域振興用	九州管内	地域コミュニティ用無線局に使用 付表E 注97 注108
385.453125MHz から 385.490625MHz までの 6.25kHz 間隔の周波数 7 波	G1D G1E F1D F1E	5.8	1	地域振興用	九州管内	地域コミュニティ用無線局に使用 付表E 注97 注108
385.5000MHz から 385.5875MHz までの 12.5kHz 間隔の周波数 8 波		8.5	10	地域振興用	九州管内	陸上移動局用 付表E 注97
385.6000MHz から 385.6875MHz までの 12.5kHz 間隔の周波数 8 波	F2D F3E	8.5	1	地域振興用	九州管内	地域コミュニティ用無線局に使用 付表E 注97 注108
385.7000MHz から 385.7375MHz までの 12.5kHz 間隔の周波数 4 波		8.5	10	地域振興用	九州管内	陸上移動局用 付表E 注97

注97 この周波数の電波の型式、占有周波数帯幅の許容値、最大空中線電力、用途及び備考は、必要に応じて変更することができる。この際、「(何) Hz から (何) Hz までの (何) Hz 間隔の周波数 (何) 波」と表示されている周波数については、占有周波数帯幅の許容値が当該周波数の範囲を超えない場合に限り、当該周波数の範囲において任意の周波数に変更することができる。

注108 地域コミュニティ用無線局とは、市町村及び地方自治法(S22.17 法律第67号)第260条の2第2項1号、同項2号及び同項3号の要件に該当する団体等が、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を円滑に実施するために開設する無線局をいう。

付表E

(1) 地域振興用陸上移動通信システム

この周波数は次表により、2周波複信方式、半複信方式、単信方式、1周波単信方式若しくは同報通信方式又はこれらの組合せによるものであること。

周波数ブロック	周波数 (MHz)	
	基地局	陸上移動局
2ブロック	367.5000	385.5000
	367.5125	385.5125
	367.5250	385.5250
	367.5375	385.5375
3ブロック	367.5500	385.5500
	367.5625	385.5625
	367.5750	385.5750
	367.5875	385.5875
6ブロック	367.7000	385.7000
	367.7125	385.7125
	367.7250	385.7250
	367.7375	385.7375

備考

- 1 基地局と陸上移動局の周波数は、周波数ブロックを対で指定する。ただし、特に必要があると認めるときは、基地局と陸上移動局の周波数を適宜組み合わせで使用することができる。
- 2 周波数の選定に当たっては、隣接局の割当状況に留意すること。
- 3 地域周波数利用計画策定基準一覧表 第2号 付表Eの**1ブロック**、4ブロック及び5ブロックについては、(2)によるものとする。

(2) 地域コミュニティ用無線局

地域コミュニティ用無線に使用する周波数は次表により、単信方式若しくは同報通信方式又はこれらの組合せによるものであること。

アナログ方式

367.4500 MHz	367.6125 MHz	385.4750 MHz	385.6375 MHz
367.4625 MHz	367.6250 MHz	385.4875 MHz	385.6500 MHz
367.4750 MHz	367.6375 MHz	385.6000 MHz	385.6625 MHz
367.4875 MHz	385.4500 MHz	385.6125 MHz	385.6750 MHz
367.6000 MHz	385.4625 MHz	385.6250 MHz	385.6875 MHz

デジタル方式

367.453125 MHz	367.621875 MHz	367.665625 MHz	385.465625 MHz
367.459375 MHz	367.628125 MHz	367.671875 MHz	385.471875 MHz
367.465625 MHz	367.634375 MHz	367.678125 MHz	385.478125 MHz
367.471875 MHz	367.640625 MHz	367.684375 MHz	385.484375 MHz
367.478125 MHz	367.646875 MHz	367.690625 MHz	385.490625 MHz
367.484375 MHz	367.653125 MHz	385.453125 MHz	
367.490625 MHz	367.659375 MHz	385.459375 MHz	

備考

- 1 アナログ方式の場合、受信機入力端においてD/U 20dB以上及びS/N 30dB以上になるときは、同一周波数を繰り返し割当て、周波数の有効利用を図ること。また、トーンスケルチ型選択呼出方式を採用すること。
- 2 デジタル方式の場合は、受信機入力端においてD/U 23dB以上及び伝送品質BER=1×10⁻²以上になるときは、同一周波数を繰り返し割当て、周波数の有効利用を図ること。
- 3 周波数の選定に当たっては、隣接局の割当状況に留意すること。